扶養手当必要書類

（本表の見方）
●…必ず必要
○…理由により必要（①・②も同じ）

①…住民票で続柄が確認できない場合（扶養親族と別居してる 等）続柄確認のため戸籍謄本を添付願います。

②…父母（祖父母）どちらか一方のみを扶養する場合でも、主たる扶養者の判断のため、もう一方の所得証明書が必要です。
例：父を扶養する場合は母の所得証明書が必要

	扶養親族が増える場合														扶養親族が減る場合				
	採用・転入		婚姻	出生	所得限度内	離婚	満六十歳以上父母・祖父母		満二十二歳年度末迄の弟妹・孫		雇用保険受給終了	退職	重度心身障がい者	扶養者変更	離婚	就職	死亡	雇用保険受給開始	扶養者変更
	配偶者	子					同居	別居	同居	別居									
住民票（世帯全員・続柄記載のもの）※	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					
戸籍謄本 ※	①	①	●			●	①	●	①	●				①	●				
★ 申立書	●		●		●		●	●	●	●	●	●		○					●
★ 給与見込証明書	○		○		●		②	②	○	○									
★ 扶養手当不支給証明書		○		○				○											
年金金額のわかるもの（年金金額改定通知書の写し 等）							○	○					○						
送金証明書（通帳の写し 等）								●		●									
雇用保険受給資格者証両面写し											●							●	
退職年月日がわかる書類（退職証明書 等）												●		○					
採用年月日がわかるもの（辞令・健康保険証の写し 等）																●			
医師の診断書													●						
死亡診断書の写し																	●		

※住民票・戸籍謄本は、発行日から3カ月以内の原本をご提出ください。
★の書類は学内様式があります。ホームページに掲載していますので、要件に応じ作成願います。

総務部人事課　作成